

◎新潟県告示第345号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により、都市計画対象事業を廃止する。

令和元年8月23日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画決定権者の名称

新潟県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 一般国道116号 吉田バイパス（仮称）

（燕市粟生津～新潟市西蒲区高橋）

(2) 種類 一般国道の新設

(3) 規模 延長約11キロメートル、4車線

3 同法第40条第2項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項各号のいずれかに該当することになった旨及び該当した号

事業規模の修正により、修正後の事業が都市計画事業に該当しないこととなった。

該当した号 第2号